

# ふくしまの消費生活

## Vol.4

2018年10月

発行／福島市消費生活センター

消費生活に関するニュース、福島市内で起きた契約トラブルやなりすまし詐欺、悪質商法の発生状況、製品安全に関する情報など、みなさんの生活に関わる話題を幅広くお知らせします。

### こんな相談が増えています

## 「土地を買い取る」話に気をつけて!

みなさんのご自宅に、業者から「あなたの持っている土地を高値で買い取る」と電話がきたことはありませんか。

近年、「原野商法」や「原野商法の二次被害」に関する相談が全国的に増えており、将来売れそうにない土地を言葉巧みに購入させられたり、様々な名目で支払いを要求される被害が発生しています。

本市では、2020年に東京オリンピック競技種目の野球とソフトボールの開催を控えていることから、今後、それに便乗して「将来必ず値上がりする土地を買わないか」などの原野商法が発生するおそれもあるため、もし勧誘の話があった場合には、本号で紹介するポイントに気をつけながら慎重に対応するようにしましょう。



### そもそも「原野商法」とは…

値上がりの見込みがほとんどないような山林や原野について、「開発計画がある」「将来確実に値上がりする」などとうその説明をして販売する商法。

### 「原野商法の二次被害」とは…

かつて原野商法の被害にあった方が、「あなたの土地を買い取ります」などといった勧誘をきっかけに、巧妙な手口によって新たに山林や原野を購入させられる被害。

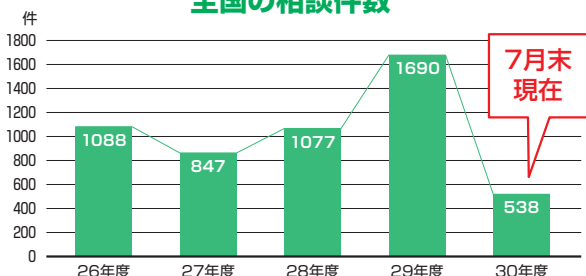
### 勧誘事例1

「あなたが県外に所有する土地に老人ホームを建設する予定なので売ってほしい。売却すると税金がかかるので、節税対策として新しい土地を買わないか。」

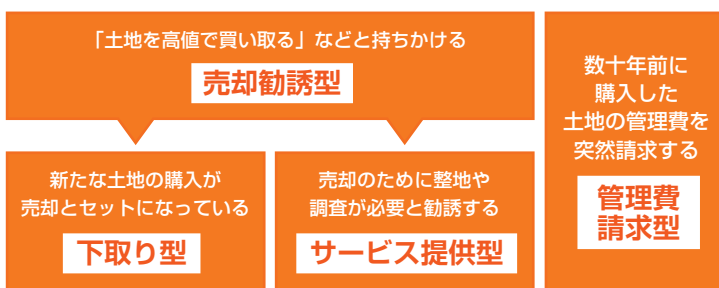
### 勧誘事例2

「あなたの別荘地を20年間管理してきた。その費用を支払ってもらう。」

### 「原野商法の二次被害」に関する全国の相談件数



### 「原野商法の二次被害」における勧誘手口



出典：政府広報オンライン

## アドバイス

## トラブルにあわないためのポイント

- ①「土地が値上がりする」といった**甘い話はまず疑ってかかる**。
- ②「土地を買い取る」といった勧誘では、そのほかに費用負担が発生する場合があるため注意する。
- ③お金の支払いを急がせる場合は、要注意！
- ④**自分一人で判断せず、家族や友人等に相談してから決める**。

以上の点に注意して対応しましょう。また、不安を感じたり何かトラブルになってしまった場合には、お早めに消費生活センターまでご相談ください。

## トラブル 注意情報

## 宅配業者を装った不在通知メッセージ

スマートフォンのSMS（ショートメッセージサービス）に、宅配業者から「不在のため荷物を持ち帰りました。配送物は下記よりご確認ください」と連絡があり、詳細確認用のアドレスと一緒に送られてきたという事例があります。もしアクセスしてしまうと個人情報や盗まれたり、コンピュータウイルスに感染したりするおそれがあります。不在通知メッセージは自分から登録した宅配業者でない限り基本的に届くことはないため、このようなメッセージは**開かずに削除**することが大切です。



## 注意!!

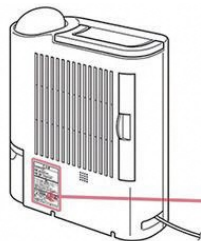
## 製品事故情報

- タイガー魔法瓶株式会社が2005年3月9日から2007年8月20日までに製造した除湿乾燥機について、発煙・発火のおそれがあるため、自主回収を行っています。ご自宅にお持ちの方は、お早めに下記連絡先までご連絡ください。

## 対象 製品



AHE-A600



AHE-B600

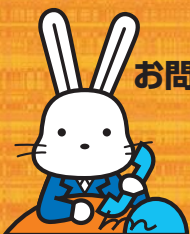


出典：タイガー魔法瓶のホームページ

連絡先 **タイガー魔法瓶専用お問合せ窓口 ☎0120-780-406**

なりすまし詐欺・悪質商法に注意!!

**「プリペイドカードの裏面番号を教えて」  
「ATMに行って」は詐欺！信じちゃダメ絶対！**



お問い合わせ先

福島市 消費生活センター

相談専用 ☎522-5999 その他 ☎525-3774

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時（祝休日・12/29～1/3を除く）